津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　（　壱岐市_76　）

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平 27 情複、第 1413 号）
これをさらに複製又は使用して配付する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

0　100　200　400
メートル

＜留意事項＞

【津波災害警戒区域】

○　「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号（以下「法」という））第 53 条第 1 項に基づく区域です。

○　「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第 8 条第 1 項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○　「基準水位」は、法第 53 条第 2 項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設に避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○　「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に構造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。

（下図参照）

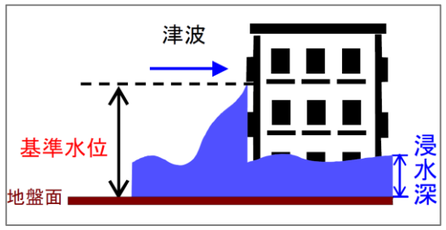

【地形（標高）データ】

○　基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとに作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○　「背景地図」は、平成 27 年 3 月時点の国土地理院による電子地形図（タイル）を複製して作成しており、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。なお、埋立地において新たに埋め立て情報を得たものについては追記しているところがあります。

N

津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位：メートル）
市町村名	壱岐市
図面番号	76

様式－２
津波災害警戒区域　区域図